

# 「FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務」 企画提案募集要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

愛知県では、2024 年度・2025 年度に OTA で販売する体験型コンテンツの造成支援を行い、県内の多様な事業者が外国人旅行者の受入という新たな市場に参入する後押しとなり、インバウンド向け体験型コンテンツの一定程度の充実化が図られた。

そこで、2026 年度においては、インバウンド向け体験型コンテンツの持ち手・担い手等の催行事業者のプロモーション支援を行い、確実な販売につなげることにより、一層の体験型コンテンツ造成意欲を増進するとともに、他の新たな事業者の参入意欲を増進し、体験型コンテンツの更なる充実化を図る。

### (2) 業務名

FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務

### (3) 内容

別添仕様書のとおり

### (4) 委託金額の上限

14,990,218 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

### (5) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 23 日（火）まで

### (6) 委託費の支払方法

精算払とする

## 2 応募資格

以下の項目を全て満たす者。

- (1) 過去 5 年間において、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。  
大分類「03. 役務の提供等」  
中分類「03. 映画等製作・広告・催事」 — 小分類「02. 広告」  
中分類「07. 調査委託」 — 小分類「16. 観光関係調査」
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (4) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体等でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

なお、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同企業体を結成し、共同企業体等を代表する事業者が応募を行うこと。

ア 共同企業体等を構成する事業者いずれかが、応募資格の(1)～(2)の要件を満たす者であること。

イ 共同企業体等を構成する全ての事業者が、応募資格の(3)～(7)の要件を満たす者であること。

### 3 募集期間

2026年2月16日（月）から2026年3月16（月）正午まで

### 4 企画提案書作成方法

別紙1企画提案書作成要領のとおり

### 5 問合せについて

業務内容についての質問は、2026年2月20日（金）正午まで、電子メールでのみ受け付けます。提出の際の電子メールの件名は「FIT向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務企画提案に係る質問」としてください。

受け付けた質問は、質問者に固有の質問を除き、愛知県Webサイトに回答を掲載します。

### 6 企画提案書の提出

#### (1) 提出期限

2026年3月16日（月）正午（必着）

#### (2) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで）

※ 提出期限は3月16日（月）正午必着のため、注意してください。

※ 郵送の場合は、書留等配達が証明できる方法としてください。

#### (3) 提出部数

10セット（正本1セット、副本9セット）

※ 1部ずつセットしてください。

※ ただし、法人等のパンフレットのみ正本1セットで可

#### (4) 提出仕様

A4判 縦置き横書き左綴じ（A3判を使用するときは3つ折りにする。）

#### (5) 応募に関する条件等

ア 企画提案書の提出は、1者1案とします。

イ 応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しません。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とします。また、提出資料は返却しません。

エ 提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理します。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとします。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上で決定します。

キ その他詳細については、県と打合せの上、行うものとします。

## (6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

## (7) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎1階

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

魅力発信グループ 平山

電話 052-954-6476 (ダイヤルイン)

FAX 052-973-3584

電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

※ メールの件名は「FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務について」としてください。

## 7 企画提案書の選定等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する企画審査委員会において以下のとおりプレゼンテーション審査を行います。

### (1) 日時（予定）

2026年3月24日（火）

### (2) 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室 ※対面のみ・オンライン不可

### (3) 審査方法

提出された企画提案書のみを使用し、1者あたり15分程度のプレゼンテーションの後、15分間の質疑応答を行います。プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。

なお、形式審査を通過した企画提案書が5件を超える場合には、企画審査委員会における企画書の採点及び選定に先立ち、国際観光コンベンション課職員による一次審査を行うことができるものとします。

### (4) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙2企画提案書審査基準について評価し、総合的な審査を行います。

### (5) 通知

審査の結果は、確定後速やかに応募者全員に通知します。

### (6) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、受託候補者と契約に向けた調整や手続き等を経た上で、愛知県と委託契約を締結します。

その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしますが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

## (7) その他

- ・ 審査にあたっては提出された企画提案書等に基づきますが、追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。

## 8 選定者数

1者

## 9 スケジュール（予定）

2026年2月16日（月）	企画提案書受付開始
3月16日（月）正午	企画提案書提出締切
3月24日（火）	企画審査委員会開催、受託候補者決定
4月	契約締結
2027年3月23日（火）	事業完了

## 10 その他

- (1) 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とします。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

# 「FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務」 企画提案書作成要領

## 1 委託業務内容

「FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務」仕様書のとおり

## 2 委託料

14,990,218 円を上限とする（消費税及び地方消費税込み）

## 3 提出書類

- (1) 提案応募書（様式 1）
- (2) 業務実施体制（様式 2）
- (3) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）
- (4) 見積書（任意様式、A4 判縦）
  - ※ 宛名：「愛知県知事 大村秀章」
  - ※ 委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
  - ※ 本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
  - ※ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。
- (5) 企画提案書（任意様式、A4 判縦置き横書き左綴じ（A3 判を使用する場合は3つ折りにする。））

仕様書を熟読の上、下記事項を順に記載してください。

### I 事業計画

事業の実施体制及びその強み、事業スケジュールを示してください。

### II 提案内容

- ① セミナー・事業説明会について、開催時期、開催場所、開催形式、内容、参加者募集方法を提案してください。
- ② 支援コンテンツの募集方法を提案してください。（特に、支援効果が高くなると思われる事業者を、どのように発掘、募集するかを重点的に記載してください）
- ③ 支援コンテンツの選定基準、選定方法を提案してください。
- ④ 貴社にて実施可能なプロモーション支援の内容を示してください。
- ⑤ 支援プラン作成にあたっての考え方や支援プランの作成方法を提案してください。
- ⑥ 支援対象コンテンツの提供事業者との販売実績の確認方法を示してください。
- ⑦ 県への実績報告内容のイメージを示してください。
- ⑧ このほか、事業を実施する上で、支援対象コンテンツの販売促進に資する効果的な取組があれば提案してください。

### III 過去実績

事業者における類似の事例の実績を記載してください。

※ 業務概要のほか、類似事業におけるプロモーションにおける効果を記載してください。

- (6) 「共同事業体協定書」の写し（様式4）※ 共同事業体を結成する場合
- (7) 委任状（様式5）※ 共同事業体を結成する場合
- (8) その他資料（法人等のパンフレット、過去の類似業務の実績報告書の写等）

**「FIT 向け体験型コンテンツプロモーション支援事業委託業務」  
企画提案書審査基準**

※ 下線は、配点が高い項目

審査項目	審査の視点
1 業務実施体制等	<p>(1) 類似業務の実績、統括責任者・業務担当者のスキルや経験、十分なノウハウを備えているか。</p> <p>(2) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールとなっているか。</p>
2 企画内容	<p>(1) セミナー・事業説明会の開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催時期、会場、開催形式は適切か。</li> <li>・セミナーの内容、参加者募集方法は信頼性・実効性があるものになっているか。</li> </ul> <p>(2) 支援コンテンツの募集・選定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>支援コンテンツの募集方法は信頼性があり、かつ実効性があるか。</u></li> <li>・支援コンテンツの選定基準・選定方法は信頼性があり、かつ実効性があるか。</li> </ul> <p>(3) 支援プランの作成・実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>提案された支援プランは、支援対象コンテンツの提供事業者にとってメリットが大きく、効果が見込めるものであり、確実な実施が見込める内容となっているか。</u></li> <li>・支援プラン作成にあたっての考え方や支援プランの作成方法の信頼性、実効性はあるか。</li> </ul> <p>(4) 販売実績の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象コンテンツの提供事業者との販売実績の確認方法、県への実績報告内容は信頼性があり、かつ実効性があるか。</li> </ul>
3 付加的提案	支援対象コンテンツの販売促進に資する効果的な取組が提案されているか。
4 経費見積	企画提案内容に対して妥当なものとなっているか。
5 総合評価	<p>(1) 事業全体の趣旨、目的が十分理解されているか、全体を通して本県の体験型コンテンツの販売力強化が期待できるか。</p>
社会的取組	<p>(1) 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。</li> <li>・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。</li> <li>・ あいち生物多様性企業認証を取得しているか。</li> </ul> <p>(2) 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。</li><li>・ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。</li><li>・ 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。</li></ul> <p>(3) 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。</li><li>・ 「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。</li><li>・ えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。</li></ul> <p>(4) 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けているか。</li><li>・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。</li><li>・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。</li><li>・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。</li><li>・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。</li><li>・ くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。</li></ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業の認証を受けているか。</li><li>・ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。</li><li>・ 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。</li><li>・ パートナーシップ構築宣言を公表しているか。</li></ul>
--	---